

～消費生活に関する資格を活用して、困っている方のお手伝いをしませんか？～

静岡県消費生活相談員人材バンク

への登録希望者を募集しています！

(注) 相談員候補者の募集であり、就職先を保証するものではありません。

消費生活相談員は、県と県内のすべての市町に設置されている消費生活センター又は消費生活相談窓口で、住民のみなさんからの消費生活に関するご相談に対応しています。

消費生活相談員は、県民・住民のみなさんのお役に立てる仕事です！

こんなとき、住民の方の役に立っていると実感でき、やりがいを感じます！

- ・誰にも話せずにはいた方が、「相談してほっとした」、「楽になった」とおっしゃったとき
- ・相談後、相談者の明るい声を聞くことができたとき
- ・事業者が問題点に気づくきっかけとなったとき など



消費生活相談員



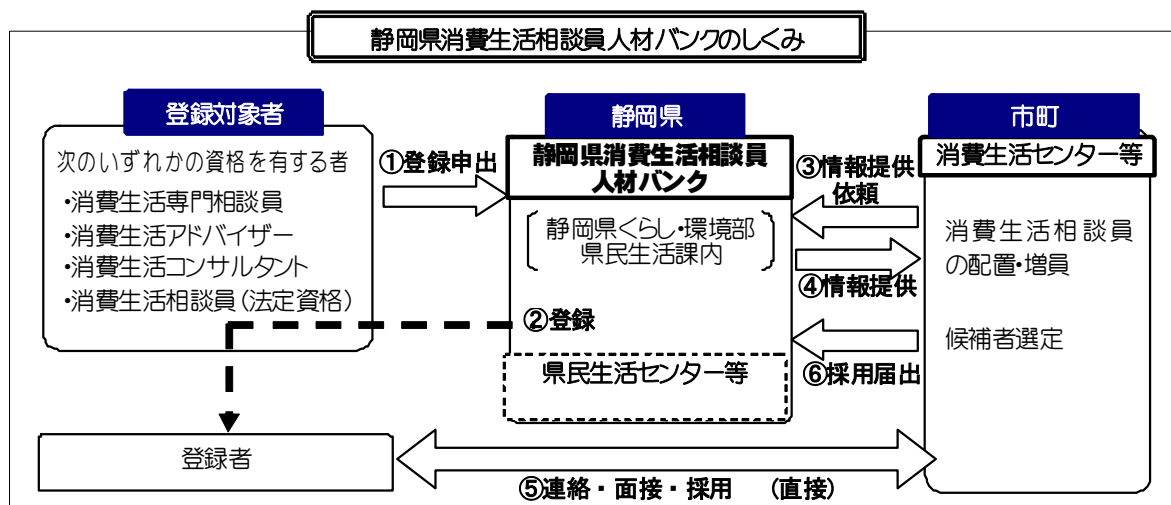
(消費生活相談員の声)

複雑な契約内容で理解が難しかったり、相談者や事業者との意思疎通が困難だと感じることもありますが、相談者が納得できる解決が図れた時は、相談員になってよかったと思います。

(詳しくは裏面へ)

人材バンクが、「消費生活相談員」の仕事に就きたい方と、相談員を採用したい市町との間を取り持つお手伝いをします。

県では、県及び市町の消費生活センターなどで、消費生活相談員として勤務を希望する方(将来的な勤務希望を含む)の情報を人材バンクに登録し、相談員の採用を希望する市町に情報提供を行っています。



※平成 28 年9月 1 日現在、「消費生活相談員候補者名簿」に登録されている有資格者は、人材バンクへ引き続き登録されます。

お問合せ先 静岡県くらし・環境部県民生活課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 TEL:054-221-2175

ホームページ 「静岡県消費生活相談員人材バンク」 検索

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/soudanin.html>

消費生活相談員ってどんな仕事？

Q どんな仕事をするのですか？

主に電話相談に対応しますが、来所者がある場合は、来所相談にも対応します。また、相談員の知識を生かして、地域の方を対象とした消費者トラブル防止のための講座等の講師を務める場合もあります。

<相談員のある1日>

※講師を務めることがあるかどうかは、自治体によって異なります。

9時	12時	13時	15時	16時
電話相談対応	来所者対応	昼休み	啓発講座講師	相談内容まとめ

Q どんな相談を受け付けるのでしょうか？

例えば、「訪問販売で、工事の契約を結んでしまったが、解約したい」といった商品やサービスに関する苦情や、「マイナンバーを尋ねる不審な電話があった」等の不審電話、「扇風機から火が出た」といった製品事故など、様々な相談に応じます。

Q 消費生活相談の経験がなく、不安です。

(独)国民生活センターや県が主催する研修に参加して、レベルアップを図ることが可能です。また、県民生活センターにおけるOJT研修、県民生活センターのベテラン相談員による市町巡回指導や電話での助言により、フォローします。お気軽にご相談ください。

Q 週2~3日しか働けないのですが。

勤務日数は週1日勤務～週5日勤務まで、自治体によって様々で、勤務時間も異なります。

勤務日数等については、ご相談に応じられる場合もありますので、各自治体に直接お問合せください。

Q 報酬や勤務条件はどうなっていますか？

報酬や勤務日数等の勤務条件は、自治体によって異なりますので、直接各市町にお問合せください。

消費生活相談員人材バンクに登録しよう！

現時点では相談員として働けないけれども、将来的に消費生活相談員として働くことを考えていらっしゃる方も、ぜひご登録ください！

<p>< 1 登録対象者 ></p> <p>次のいずれかの資格を保有する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活専門相談員資格 消費生活アドバイザー資格 消費生活コンサルタント資格 消費者安全法に基づく消費生活相談員資格 	<p>< 2 登録方法 ></p> <p>(1) 登録申出書を入手</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材バンクホームページから登録申出書をダウンロード 検索 静岡県 相談員バンク 県民生活課へ電話連絡(054-221-2175)し、登録申出書を郵送で入手 <p>(2) 登録申出書に御記入の上、県民生活課へ郵送</p>
---	---

※勤務条件や、業務の具体的な内容は、自治体によって異なりますので、各自治体の採用募集時の募集要項を御確認ください。

Q 登録のメリットは何ですか？

県民生活センターや市町の消費生活センター等で相談員を募集している旨の情報を提供したり、直接お声かけする場合がありますので、就労の機会が増えます。(全ての募集情報を御提供するわけではありません。まずは、人材バンクホームページで募集情報を御確認ください)

また、希望される方には、県から、「暮らしに役立つ生活情報誌『暮らしのめ』」の御提供や、県主催の消費生活に関する講座やイベントの御案内をします。

相談してみるわ



不安を感じたら、まずは消費生活センターに相談しましょう。
周りの方は、早めの相談を勧めましょう！

相談につなげることが解決の第一歩です！



消費者ホットラインからお近くの市町の消費生活相談窓口につながります。



ピン! いやや!
たまされるの **188**
ときたら、すぐ相談!